

## 赤井川村役場庁舎改修工事 仕様書

この仕様書は、業務の概要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な業務で赤井川村が必要と認める業務については、受注金額の範囲内で実施するものとする。

- 1 業務期間については、契約締結日から令和9年2月27日までとする。
- 2 当工事で行う工事で導入する資機材については、別紙実施設計図を参照。
- 3 当工事を行う際には、居ながら改修で行うこと。また、当工事とは別に発注する令和7年度地中熱採熱井含む再エネ機器等導入事業や庁舎内の情報設備保守事業者等、令和8年度太陽光パネル設置工事、令和8年度地中熱設備設置工事と調整を行いながら実施すること。
- 4 この仕様書に記載のない事項については協議すること。